

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き に関するガイドライン

〈土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務〉

平成 2 2 年 4 月

〈平成 2 2 年 6 月一部改訂〉

中部地方整備局

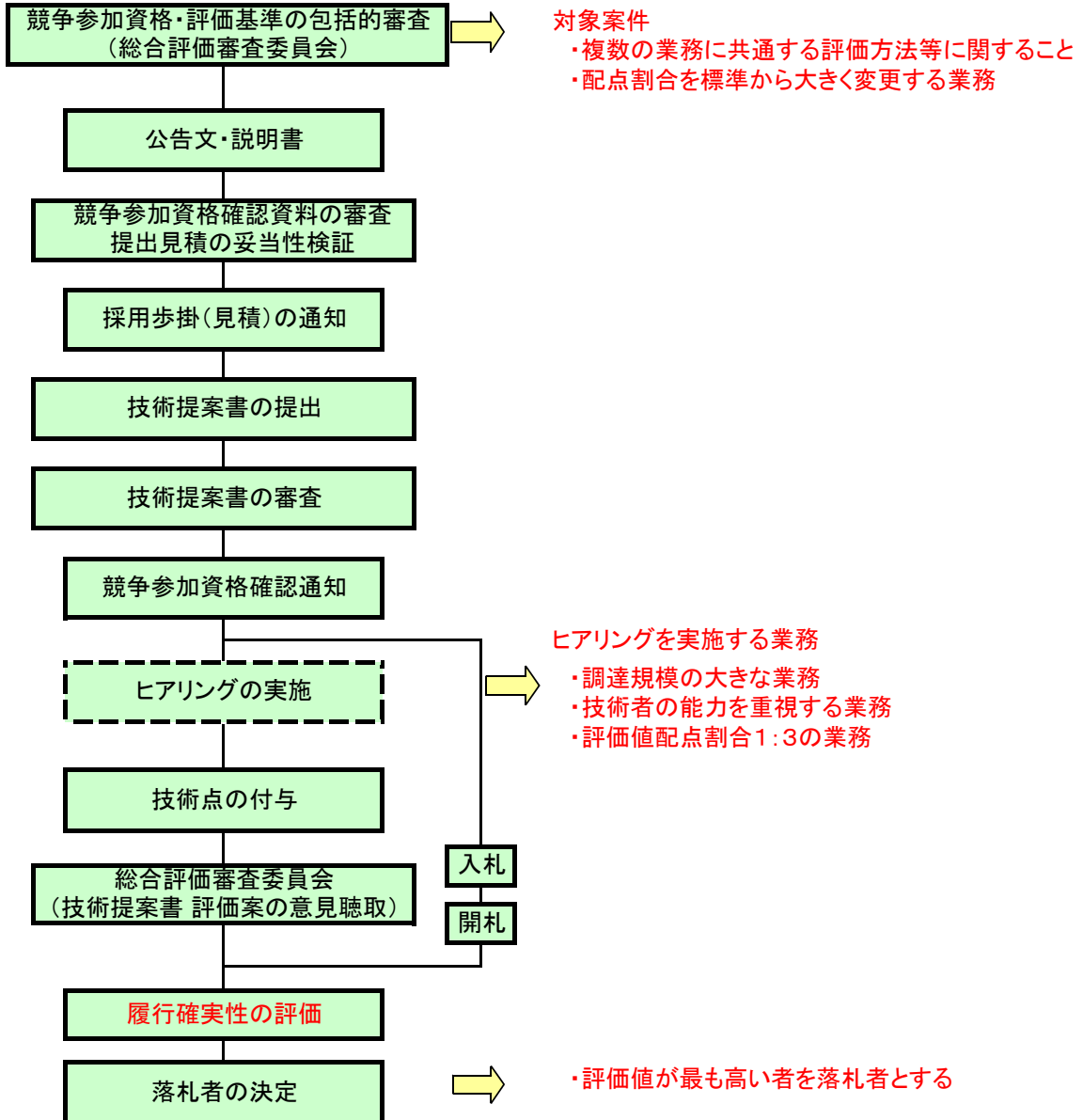
(2) 総合評価落札方式による手続きの流れ

総合評価落札方式による手続きの流れは、以下を基本とする。

①見積の提出を求める場合

総合評価落札方式(見積あり)による手続きの流れ

◆一般競争総合評価落札方式(見積あり)



<参考>

評価値配点割合	配分点	
	価格点	技術点
1 : 1	60点	60点
1 : 2	30点	60点
1 : 3	20点	60点

評価値＝価格点＋技術点

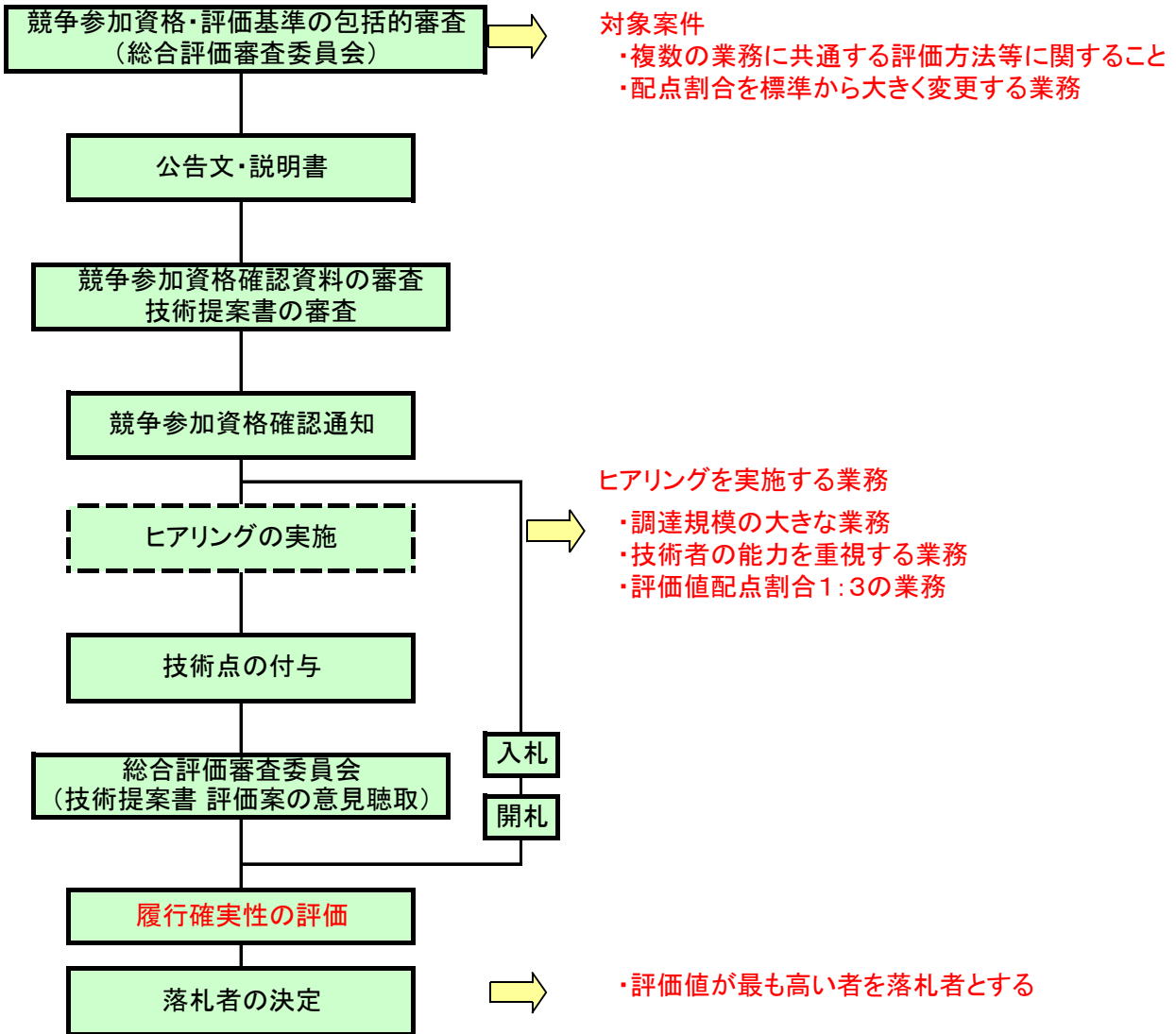
価格点＝価格点の配分点×(1－入札額／予定価格)

技術点＝評価基準に基づき評価した合計

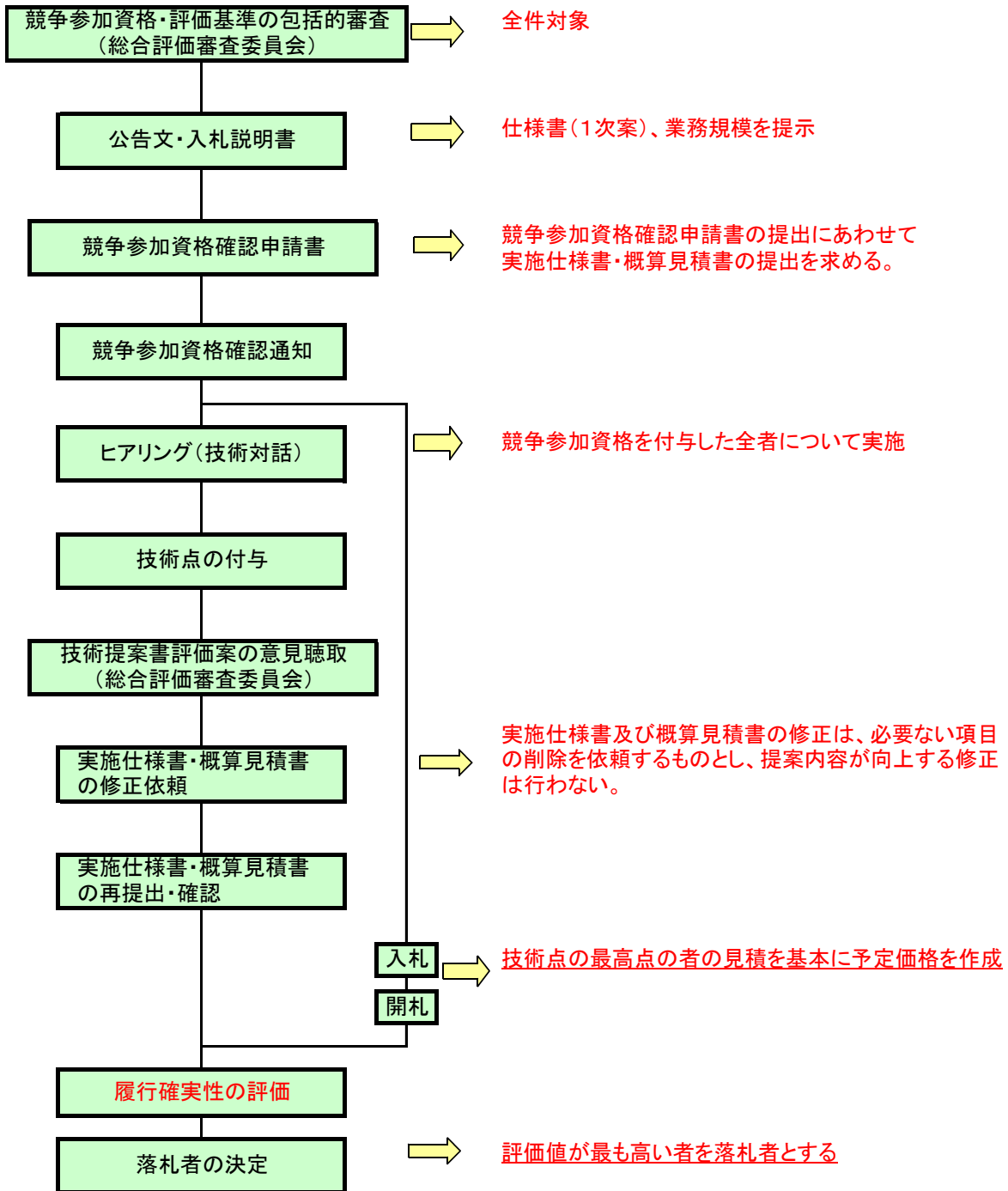
②見積の提出を求めない場合

総合評価落札方式(見積なし)による手続きの流れ

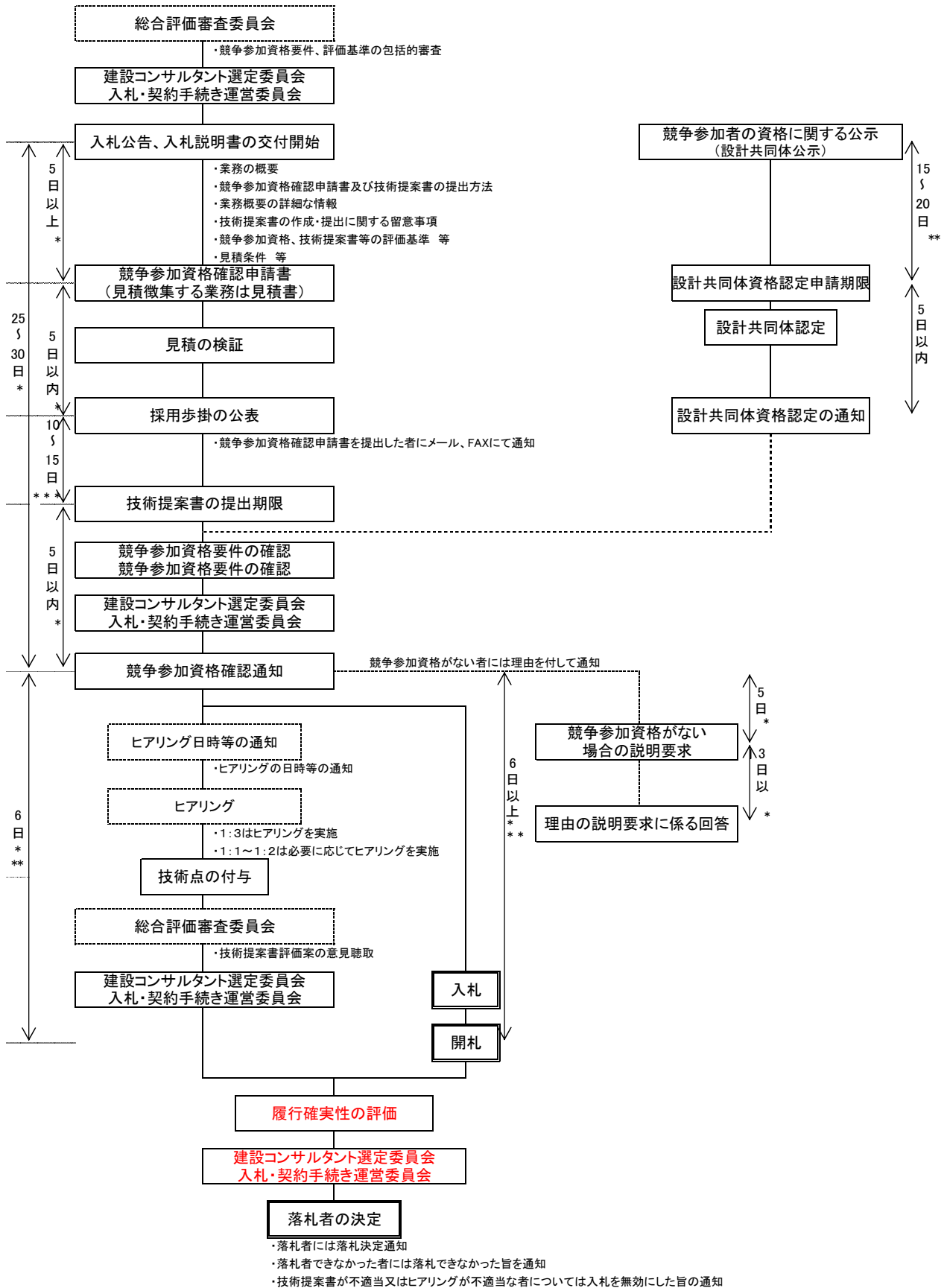
◆一般競争総合評価落札方式(見積なし)



◆一般競争総合評価落札方式(技術対話型)

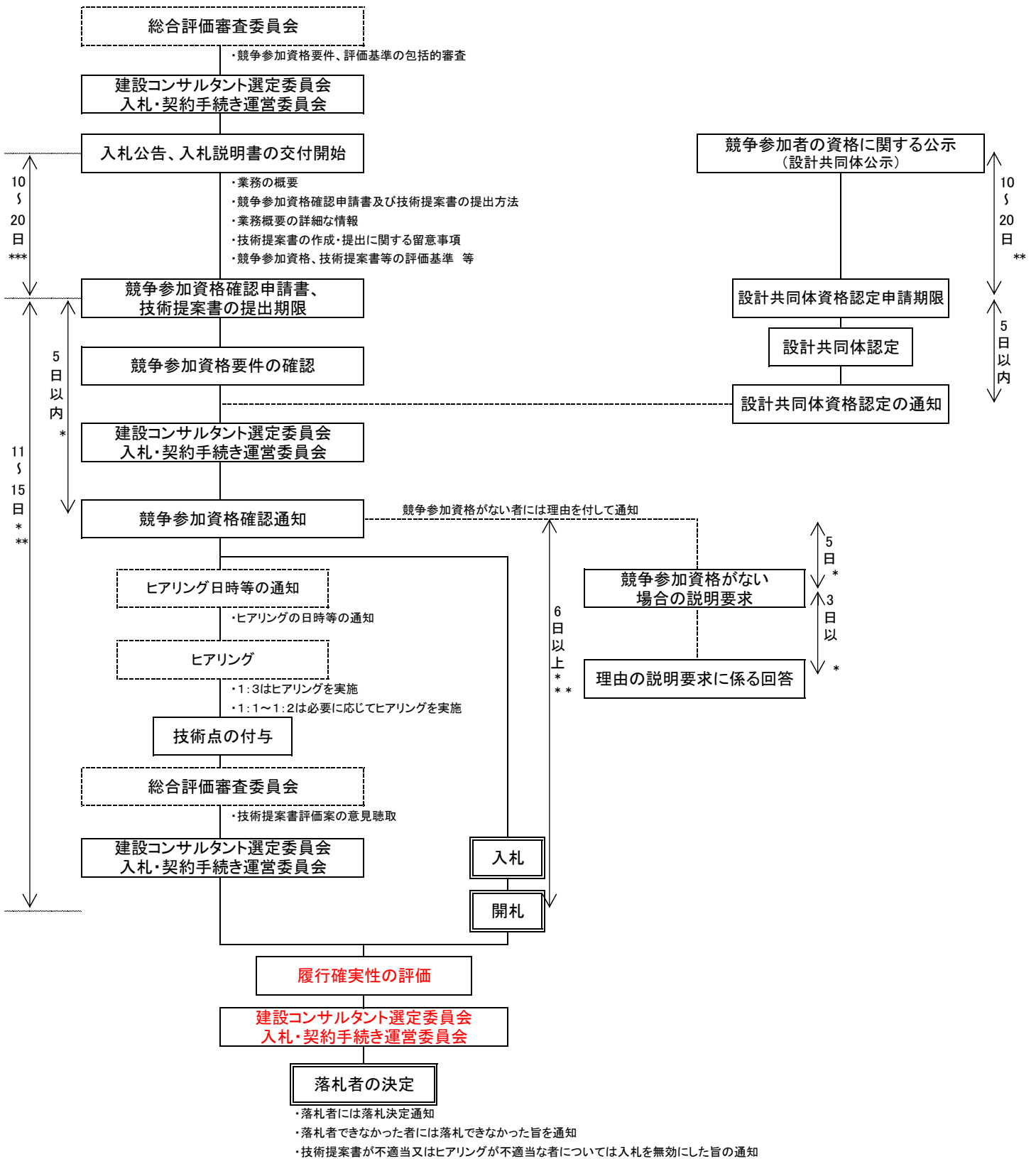


一般競争総合評価落札方式(見積徴集あり)の手続き



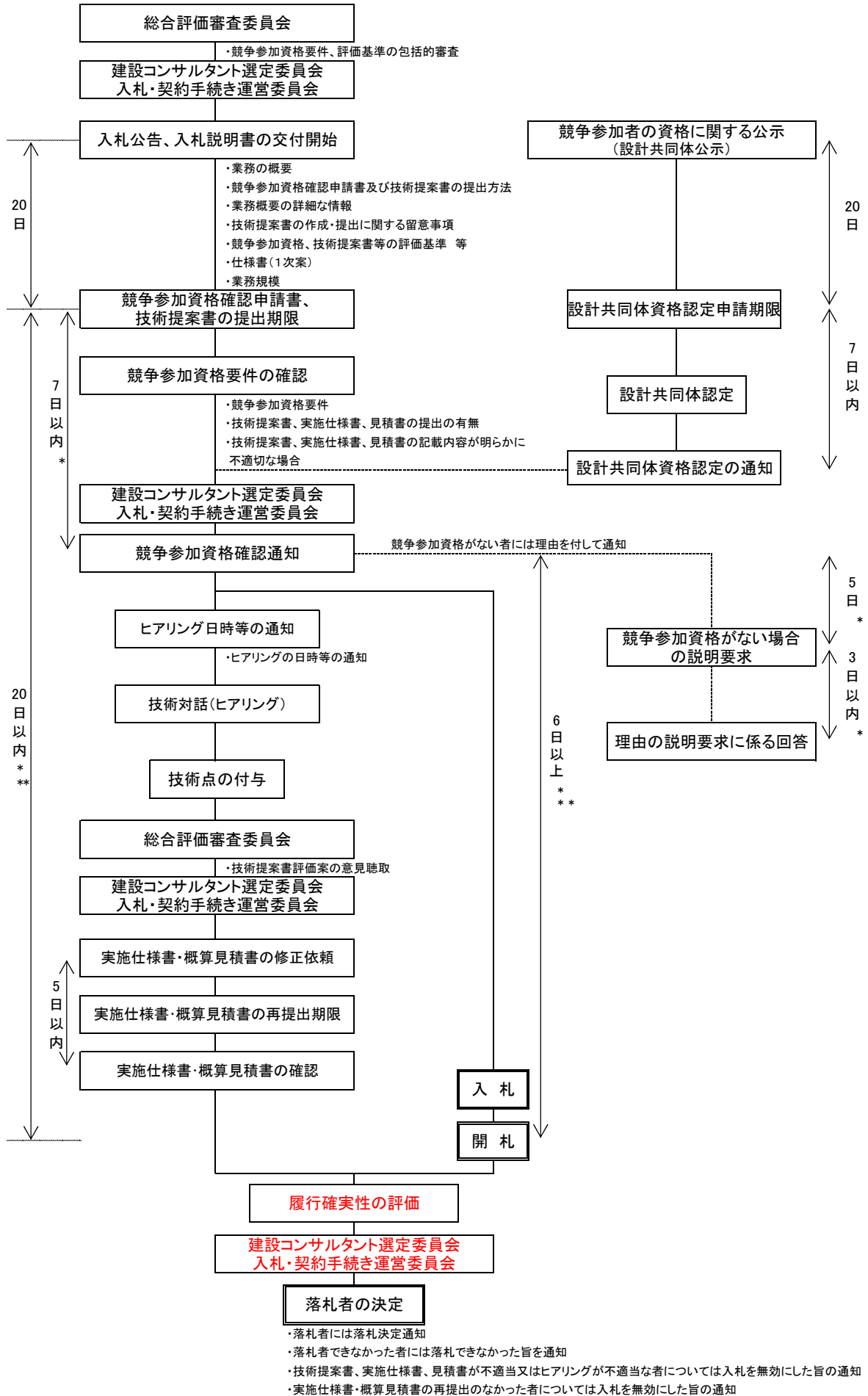
* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
 ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
 *** テーマを求めない(実施方針のみ)場合、10日とする。テーマを求める場合は、15日とする。

一般競争総合評価落札方式(見積徴集なし)の手続き



* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。
 ** 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。
 *** テーマを求めない(実施方針のみ)場合、10日とする。テーマを求める場合は、難易度に応じて15日~20日とする。

一般競争総合評価落札方式(技術対話型)の手続き



* 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。

** 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求があった場合、必要日数を確保して延期する。

○評価項目のとりまとめの考え方（例）

評価項目の着目点	評価項目の着目点の考え方	
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、条件、内容の理解度 ・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性 ・ 業務実施上の課題や留意点を明確にし、その対応策についての適切な内容の記載の有無 ・ 業務成果の品質向上に関する適切な内容の記載等
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・ 業務の経験者や専門技術者を配置 ・ ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・ 業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い等
特定テーマ	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価。	
	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・ 課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。

- ・ 企画提案書の評価は、実施方針、業務実施体制、特定テーマ毎に実施する。
- ・ 複数の特定テーマを求めている場合で、各テーマが関連する場合は、特定テーマ間の整合性等を評価する。

	<p>務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>着目点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、条件、内容の理解度 ・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性 ・ 業務実施上の課題や留意点を明確にし、その対応策についての適切な内容の記載の有無 ・ 業務成果の品質向上に関する適切な内容の記載等 </td> </tr> </table>	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、条件、内容の理解度 ・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性 ・ 業務実施上の課題や留意点を明確にし、その対応策についての適切な内容の記載の有無 ・ 業務成果の品質向上に関する適切な内容の記載等
着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的、条件、内容の理解度 ・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性 ・ 業務実施上の課題や留意点を明確にし、その対応策についての適切な内容の記載の有無 ・ 業務成果の品質向上に関する適切な内容の記載等 		
業務実施体制	<p>実施体制について、業務を遂行する上でより適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>着目点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・ 業務の経験者や専門技術者を配置 ・ ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・ 業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い等 </td> </tr> </table>	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・ 業務の経験者や専門技術者を配置 ・ ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・ 業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い等
着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・ 業務の経験者や専門技術者を配置 ・ ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・ 業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い等 		
特定テーマ	<p>特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>着目点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・ 課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。 </td> </tr> </table>	着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・ 課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。
着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の特性や地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解しており、問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・ 課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 業務の特性や難易度に応じた高度かつ適切な解析手法、検討手法の提案がある。 ・ 工学的知見に基づく前例のないような提案や独創的な解析手法、検討手法の提案がある。 		

- ・ 技術提案書の評価は、実施方針、業務実施体制、特定テーマ毎に実施する。
- ・ 特定テーマを2テーマ求める場合で、各テーマが関連する場合は、特定テーマ間の整合性等を評価する。
- ・ 特定テーマを2テーマ求める場合、実施方針、業務実施体制、特定テーマの配点を合計30点として適宜設定すること。

V-3 総合評価落札方式における履行確実性の評価

総合評価落札方式で発注する業務においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

1. 対象業務

総合評価落札方式の業務を対象とする。

2. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務の実施確認

業務の効率化の観点より、開札後、予定価格及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)と入札額を確認し、調査基準価格に満たない入札がある場合には、調査基準価格に満たない入札をした者(以下「調査基準価格に満たない者」という)の全員にガイドラインⅦ2. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務(1)配置予定技術者の制限(増員担当技術者等)及び品質証明等の義務付け(2)再委託(3)打合せ4)履行確認に関し、その実施の可否の確認を開札後速やかに実施する。

3. 技術提案の履行確実性に関する評価の審査・評価

- (1)原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者(調査基準価格に満たない者を含む)について、履行確実性に関するヒアリング(以下、「ヒアリング」という)を実施するものとする。なお、ヒアリングの実施については、5. の記載例により、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。
- (2)入札参加者のうち、調査基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、調査基準価格に満たない者のうち「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施が可能な者には、開札後、技術提案書の外に所定の追加資料の提出を求める。なお、当該追加資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。
- (3)(1)のヒアリング及び(2)の追加資料等をもとに技術提案の履行確実性の審査を行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点(以下「技術提案評価点」という。)をその履行確実性に応じて付与する。
- (4)履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目毎に審査した上で、5段階(A~E)で総合的に評価する。

(5) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、4)の履行確実性の評価をAとし、技術提案評価点に1.00を乗じて評価するものとする。
- ② 調査基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、4)の評価に基づき、次の表の評価の欄に掲げる履行確実性に関する度合い(履行確実性度)を技術提案評価点に乗じることにより評価するものとする。

評価	履行確実性度
A	1. 0 0
B	0. 7 5
C	0. 5 0
D	0. 2 5
E	0. 0 0

(6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号)記第4により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。

(7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

4. その他

(1) 調査・設計業務の成果は、その後の工事の施工や維持管理にも大きな影響を与えることから、こうした調査・設計業務の総合評価落札方式等の実施にあたっては、具体的な評価テーマに係る技術提案を求め、調査・設計段階から施工、維持管理段階に至るまでの総合的な品質の確保に努めること。

(2) 本対象業務においては、開札後に価格以外の要素である技術提案に関する評価を行うこととなるため、当該評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。

(3) 本対象業務において技術提案の履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。

5. 入札公告、入札説明書（以下「入札説明書等」という。）への記載例

(1) 総合評価落札方式による業務の全ての入札公告に以下を参考に追加記載すること。

（入札公告の記載例）

○. 業務概要

(○) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が2,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

○. 総合評価に関する事項

(○) 総合評価の方法

○技術点の算出方法

技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書
- 4) 技術提案書に関するヒアリング（ヒアリングを実施する業務に記載）
- 5) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

○. その他

(○) 技術提案の履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、履行確実性に関するヒアリングに際して追加資料の提出を求める場合がある（入札説明書参照）。

(2) 総合評価落札方式による業務の全ての入札説明書に以下を参考に追加記載すること。

（入札説明書の記載例）

○. 業務の概要

(○) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下、調査基準価格という）を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が2,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

○. 総合評価に関する事項

(○) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書
- 4) 技術提案に関するヒアリング（ヒアリングを実施する業務に記載）
- 5) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）×（履行確実性評価に基づく履行確実性度）

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）

基本事項評価点＝基本事項評価点（企業）＋基本事項評価点（技術者）

技術提案評価点＝技術提案に係る評価点＋技術提案に関するヒアリングに係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度＝1.00～0

○) 技術点に関する基準

○) 技術提案の履行確実性に関する評価

○－1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. に示す他、以下のとおりとする。

○－2 履行確実性に関するヒアリング

1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、所定の期間内に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

実施場所：○○地方整備局○○事務所内

実施予定日：追加資料の提出期限から5日以内

時間：○○分程度

出席者：配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

2) ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は、別途連絡する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：○) ○と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電

子媒体（CD-R 1部）を提出すること。

5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

○. 入札の無効（※追加部分のみを記載している。）

履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合等は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

（3）総合評価落札方式による業務の全ての特記仕様書に次の通り記載するものとする。

（特記仕様書への記載事項）

第〇条 履行確実性の確認

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める。）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】 ※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目 a)～c) において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d) において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

Ⅶ 低入札価格調査に該当した場合の取扱い

業務の適切な品質確保を図るため、以下の取扱いを行う。なお、これらの内容は、随時、変更されることがあるので留意する。

1. 低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格は、予定価格が1千万円を超える場合に設定する。

調査基準価格の算出方法は、次のとおりとする。

調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8

なお、「設計業務等における新たな積算手法の試行について」（平成21年5月22日国官技第45号）の試行対象となっている業務においては、下表のそれぞれの項目に記載された額とする。

業務区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費(積み上げ部分)の額	直接経費(積み上げ部分)及び間接原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者が次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け

低入札業務については、以下の対策をすべて実施することを義務付け

- ①「配置予定業務管理者と同等の能力及び経験を有し、かつ過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業

務における業務管理者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上の技術者を配置予定業務管理者とは別に担当技術者（以下、「増員担当技術者」という）として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と同席出席させる。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。」

②「配置予定業務管理者の手持ち業務量を制限する。」

③「平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。」

ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

（2）再委託の上限を規定

低入札業務については、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額を業務委託料の3分の1以内とし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査時において確認。これを超える場合は無効として取り扱う。

（3）業務打合せの厳格化

低入札業務については、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と増員担当技術者の出席を義務付け。

（4）履行確認の厳格化

1) 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務（以下「低入札業務」という）については、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行い、その結果を業務成績評定に反映。

＜具体的な方法＞

業務計画書に記載されている業務工程における業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員が業務の履行状況を確認し、予定工程と比べて遅れがある場合や適切に業務の履行ができていない場合は、その段階毎に減点として扱い、その減点の合計を業務成績評定に反映させる。

履行確認時の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ・ 履行確認時に確認すべき点について、業務に応じてチェック項目を作成し、チェック項目に該当しない場合は減点なし（0点）、チェック項目に該当する場合は減点（チェック項目1つにつき、1点減点）するものとする。
- ・ チェック項目は、主要な区切り毎に作成するものとし、予定工期と比べて遅れがある、照査内容があいまい、検討事項に対してミスや手戻りが多い等、個々の業務内容に応じて適宜設定するものとする。
- ・ 業務履行中の減点の合計は、最大15点とする。

2) 低入札業務については、業務実施中及び業務完了後において、開札後に追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により

確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映。

【確認項目】

※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関するヒアリングの審査項目

- ①審査項目 a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

3. 入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載例

入札説明書等及び特記仕様書に以下を参考に記載すること。

- (1) 入札（業務）説明書の「配置予定技術者に対する要件」のうち、配置予定業務管理者の手持ち業務量に関する要件を示す部分に以下の文を記載。

(入札説明書（業務説明書）への記載事項)

配置予定業務管理者の手持ち業務に関する要件

- 1) 本業務の入札公告（公示）日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の入札公告（公示）日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配

置予定業務管理者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定業務管理者の経歴等」及び「予定業務管理者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 入札説明書の「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」を示す部分に以下の文を記載。

(入札説明書への記載事項)

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

- ① 本業務の配置予定業務管理者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を配置予定業務管理者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置業務管理者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- ② 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく

不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置業務管理者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が7.5点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成21・22年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、〇〇〇〇までとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに業務管理者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

(3) 入札(業務)説明書の「競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項」中「配置予定管理技術者の経歴等」に関する部分に以下の文を追記。

(入札(業務)説明書への記載事項)

配置予定管理技術者の経歴等

- ・ 手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。

Ⅷ 評価結果の公表

プロポーザル方式又は総合評価落札方式において手続きを行った業務について、契約締結後、評価結果の公表を行う。

評価結果は、従前のA、B評価ではなく、数値で評価点を示すこととし、全ての競争参加業者名を公表するものとする。

また、閲覧とあわせ、ホームページにおいても評価結果を公表するものとする。

なお、総合評価落札方式において履行確実性に関する評価を行わない業務については、履行確実性評価欄の全てに「－」を記入すること。

番号	称号又は名称	基本事項(企業)						基本事項(技術者)			小計 (E)	技術提案書						技術提案評価点			履行確実性評価		技術点 合計 (A)+(B)+(F)	
		業務実績	企業信用度 (得意業影 の有無)	業務拠点	地域での 活動経歴	企業信用度 (指名停止 等の措置)	管理技術者		業務実績	技術者数 (得意業影の有 無)		地域精通度	入札老無 効にする 要件に該 当	実施方針	業務実施体制	特定子マ ター1 ○○○○ ○○	小計 (C)	入札老無 効にする 要件に該 当	専門技術力	取組み姿 勢及び 技術対話力	小計 (D)	履行確実性 度 (E)		技術提案 評価点 小計 (C)+(D)× (E)
							業務実績	技術者数																
1	(株)○○○○○	3	3	3	3	0	0	3	3	3	3	10	10	10	30	8	4	4	12	1.00	42,000	60,000		
2	(株)○○○○○	0	3	3	3	0	0	3	0	0	6	10	3	15	28	8	3	3	11	0.75	29,250	44,250		
3	○○○○○(株)	0	2	1	1	0	0	2	0	0	2	6	3	15	24	3	4	7	—	—	—			
4	○○○○○(株)	0	2	3	3	0	0	2	3	3	5	6	3	25	34	5	4	9	1.00	43,000	53,000			
5	○○○○○(株)	3	2	3	3	0	0	3	0	0	5	4	5	15	24	1	3	4	1.00	28,000	41,000			
6	○○○○○(株)	3	3	1	1	0	0	3	3	3	9	6	3	15	24	○	—	—	—	—	—			
7	(株)○○○○○	0	2	1	1	0	0	2	0	0	2	4	5	15	24	5	2	7	0.50	15,500	20,500			
8	○○○○○(株)	3	2	0	0	0	0	3	2	0	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
9	○○○○○(株)	3	2	0	0	0	0	3	1	0	4	2	5	15	22	5	1	6	1.00	28,000	37,000			
10	(株)○○○○○	3	2	3	3	0	0	3	1	0	4	2	3	15	20	5	3	8	1.00	28,000	40,000			
11	(株)○○○○○	3	1	1	1	0	0	3	1	0	4	6	3	5	14	5	1	6	0.00	0,000	9,000			
12	○○○○○(株)	3	2	0	0	0	0	2	0	0	2	6	5	15	26	3	2	5	1.00	31,000	38,000			